

## 1. 有機フッ素化合物とは

有機フッ素化合物とは、炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物であり、その総称を P F A S（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）と呼んでいます。有機フッ素化合物の代表的なものとして、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）と PFOA（ペルフルオロオクタン酸）があります。PFOS 及び PFOA は、撥水剤、消火剤、コーティング剤等に用いられており、環境中に分解されにくく、蓄積性が高い物質です。また、同じ有機フッ素化合物で PFOS 及び PFOA と同様の性質を持ち、その代替品としてされる PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）があります。

なお、水質基準項目にある「フッ素及びその化合物」は、フッ素とナトリウムなどの無機質が結合した物質であり、フッ素と炭素（有機物）が結合した有機フッ素化合物とは異なるものです。

## 2. 有機フッ素化合物はどのような場所で検出されるのか

報道等によりますと、国内では米軍基地や空港、工場周辺の地下水などから検出が報告されています。排出源としては、有機フッ素化合物含有の泡消火剤を保有・使用する施設、有機フッ素化合物の製造・使用の実績のある施設や廃棄物処理施設、下水道処理施設等があります。

## 3. 水道水中の有機フッ素化合物の基準とは

令和2年4月1日から、水道水中の PFOS 及び PFOA は、国の水質管理目標設定項目※1（暫定目標値：PFOS と PFOA の合算で 50ng/L 以下）に設定されました。また、有機フッ素化合物の PFHxS についても、国により令和3年4月1日に要検討項目※2として位置づけられました。目標値は設定されていません。

※1 水質管理目標設定項目とは、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目です。将来にわたり水道水の安全性の確保など万全を期する見地から目標値が設定されています。

※2 要検討項目とは、毒性評価が定まらないことや、上水中の存在量が不明などの理由から水質基準項目および水質管理目標設定項目に分類できない項目です。

#### 4. 水道水中に有機フッ素化合物の暫定目標値（50NG/L）はどのような考え方で設定されているのか

50ng/L は、体重 50 kg の人が、1 日当たり 2 L の水を一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響がないと考えられる値です。

#### 5. 日本での PFOS・PFOA に対する規制状況はどうなっているのか

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」において、製造・輸入・使用等が制限されています。PFOS については、平成 22 年 4 月に第一種特定化学物質に指定され、製造・輸入・使用等が禁止されました。また、PFOA についても、令和 5 年 11 月 28 日に閣議決定され、令和 6 年 2 月に指定されました。